

2025 年 8 月 28 日

東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号

三菱食品株式会社

代表取締役社長 京谷 裕



株式の併合に関する事前開示書面（追加）

（会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面）

当社は、当社普通株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関し、2025 年 8 月 13 日付で「株式の併合に関する事前開示書面」を備置しておりますが、当該書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第 33 条の 9 第 3 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備え置くことといたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

III. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025 年 5 月 9 日から同年 7 月 8 日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である同月 15 日をもって、公開買付者は当社株式 38,842,280 株（所有割合 89.22%）を所有するに至りました。

また、当社は、同年 8 月 28 日開催の取締役会において、同年 9 月 29 日付けで、同日において当社が保有する自己株式の全てを消却することを決議いたしました。

以 上